

# 宮崎県における中山間地域

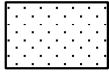
(令和3年4月1日現在)



地域振興5法指定地域

(過疎法、離島振興法、山村振興法、  
半島振興法、特定農山村法)

中山間地域



農業地域類型の中間・山間農業地域\*1

(上記地域を除く。)

北部

高千穂町

日之影町

(北川町)

(北浦町)

五ヶ瀬町

(北方町)

諸塚村

(南方村)

島野浦島  
(南浦村)

椎葉村

美郷町

延岡市

門川町

日向市

(東郷町)

(岩脇村)

(美々津町)

綾町

西米良村

木城町

都農町

小林市

えびの市

(須木村)

西都市

川南町

(小林市)

(八代村)

高鍋町

新富町

高原町

(野尻町)

児湯・西部

(高崎町)

(高岡町)

国富町

(西岳村)

(山田町)

(高城町)

(山ノ口町)

(田野町)

(木花村)

(穆佐村)

(紙屋村〔高岡町〕)

都城市

(青島村)

宮崎市

(中郷村)

三股町

日南市

大島

中部・南部

串間市

築島